

内部統制システムに係る基本方針

当協会は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努めます。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念及び企業倫理行動基準を定め、事業活動のあらゆる局面において率先して実践するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るために各種委員会を設置すること等によって、理事の職務執行が法令等に適合することを確保する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の業務執行に係る情報は、法令及び内部規程に従い、適切に保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に関するリスクを総括的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止する。また、万一損失の危険が発生した場合でも、適切な対応によって損失の極小化を図る。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念に基づいた中期経営計画を策定・明確化し、適切な経営管理を行うことによって理事の職務執行の効率性を確保する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念及び企業倫理行動基準を全職員に浸透させるとともに、内部監査部門を設置し、使用人の職務執行が法令等に適合することを確保する。

6 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監事監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、理事から独立した組織を設け、監事スタッフを配置する。

7 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項

前項の使用人は監事の業務指示・命令を受け、監事はその人事について必要に応じ協議して行う。

8 監事の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事スタッフに対する指揮命令権限は、監事に帰属するものとする。また、監事スタッフは専任で配置し、他の部門との兼務は行わない。

9 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事及び使用人が監事に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者が監事へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けない体制を確保する。

11 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事が監査業務にかかる諸費用を請求した場合は、当該費用が監査業務に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を速やかに処理する。また、監査業務にかかる費用を支弁するため、一定額の予算を確保する。

12 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、毎年度策定する計画に従って実効性ある監査を実施する体制を整える。また、内部監査部門は、監事との連携を強化する。

以 上